

証券税制～残された課題

政府は2014年4月からの消費税増税、15年1月からの富裕層への所得税と資産家への相続増税を中心とする「税制大綱」を決定した。証券税制では、株式などの譲渡益・配当にかかる10%への軽減税率が13年末でなくなり原則20%に戻される一方、14年1月からは、年間100万円内の少額投資への非課税制度(日本版ISA)と16年1月からの損益通算範囲の若干の拡大が図られることとなった。

少額投資への非課税制度(日本版ISA)の創設

英国における個人株主優遇税制については、1997年10月に「きらめき」誌で紹介して以来、制度の改定を詳細に報じ続けている。ISAは、表1右欄に掲げたとおり、1987年にPersonal Equity Planとして創設され、1999年に投資対象を預金にまで拡大してIndividual Savings Account(ISA)と改称された。

ISAを通しての英国人の株式・株式投信への投資残高は昨年末現在で約27兆円となっている。富裕層とは関係のない少額投資のみが累積して積み上がったこの投資額は、わが国の個人株式保有高約84兆円と比べてもかなり大きく、ISAが零細個人投資家育成に果たした実績は高く評価されている。

当協会としても、2003年5月にこの制度を手本とした「日本版ISA」の設計を示して早期導入を提唱、その後も累次にわたって財務省をはじめ関係先への提言を繰り返してきた。当初提言後10年を経て、ようやく導入が実現したのは喜ばしい限りである。もっとも、英国に遅れることじつに27年であり、早急に使い勝手がよい制度として定着すべく、制度の仕組みや限度額が不断に見直されることが肝要である。

表1、「日本版ISA」と英国のISA(Individual Savings Account)の概要

制度のあらまし	日本版ISA	英国のISA(2012年9月改定後)
導入時期	2014年1月を予定	1987年1月(1999年4月にISA)
制度の対象者	20歳以上の居住者	18歳以上の居住者が原則ながら“Junior ISA”があり(注)
投資期間	10年(恒久化見送り)	当初は10年間の時限立法であったが、1994年に恒久税制化
毎年の新規投資限度額	100万円	£11,280(158万円)、うち1/2までは預金などに転用可
非課税扱いとなる最大投資額	500万円	設定なし
非課税となる投資対象	上場株式、公募株式投信の譲渡益・配当(将来は公社債に拡大予定)	上場株式・株投信が中心ながら、一部を預金や債券投資へ振り向け可
譲渡益・配当の非課税期間	投資時から5年間に限定	限定なし
中途売却の扱い	自由だが、売却部分の枠の使用は不可	左に同じ
ISAの運用会社	証券会社	株式型は認可を受けた証券会社・銀行・保険会社・投信運用会社など

注; “Junior ISA”は、18歳以下の子供を対象に親権者が開設する“Child Trust Fund”を対象に通常の“Adult ISA”と同じ仕組みで年間投資限度£3,600(50万円)まで免税扱いとなる2011年11月に導入された新しい制度。

出所; 日本; 日経紙の情報、英国; HM Revenue & Custom “Individual Savings Account(ISA)Statistics”

日本版 ISA の導入に金融庁は比較的早くから前向きであったにもかかわらず、実現に長時日を要したのは、手間暇のかかる少額取引のコンピュータ処理などに多額の設備投資を強いられるのを嫌った証券会社が、根強い反対運動を展開してきたからである。個人の株式長期保有は、短期回転売買を旨とする証券会社の営業方針にも反し、根底から合わない。もっとも、銀行系の証券会社はかつての優預金の連想もあって、個人資産囲い込みの見地から積極対応を図ろうとしている。

来年 1 月から実施される日本型 ISA の概要は表 1 左欄に掲げたとおりであるが、その問題点、改善へ向けての課題を次の 3 点に絞って指摘したい。

(1) 投資期間；当初案では 3 年間の時限立法ということであったが、これでは長期投資勧奨の趣旨にまったく合致しない。金融庁は恒久税制化を要求したが、財務省との妥協で 10 年に落ち着いたとされる。英国においても当初は 10 年の期限付きであったので、創設後なるべき早い時期に「恒久化」を実現していただきたい。

(2) 譲渡益・配当の非課税期間；投資時から 5 年間に限定するのも長期投資勧奨の観点から理に合わない。英国の ISA にはこのような制約はない。

(3) 毎年の新規投資限度額と非課税扱いとなる最大投資額；少額投資が対象とはいえ、年間 100 万円は過小に過ぎる。英国に倣って、200 万円程度に倍増すべき。累積投資額に限度を設けるのも問題、英国並みに無制限とすべきである。

投資から得られる譲渡損益・配当にかかる損益通算範囲の拡大

個人が投資をする金融商品のうち、現在、上場株式や株式投信からの配当や譲渡損益については損益通算が認められ、譲渡損失については 3 年間の繰延べが認められている。この損益を合算できる対象に 16 年 1 月から国債や社債、公社債投信からの配当や譲渡損益が加えられる。実施が 2 年も先送りされるのは、事務処理システムが間に合わないとする証券業者の抵抗によるもので、納得できない。

損益通算範囲の拡大は、リスクを伴う証券投資にとって当然の措置であるが、公社債に拡大する以前に、現在損益通算の対象から除外されている次例のような「非上場株式(未上場株式)」の譲渡損益や配当についても上場株式等と合わせての通算と損失の繰延べに加え、繰延通算期間を延長すべきである。

(1) 民事再生法申請など倒産による上場廃止株式；現行のルールでは上場企業の倒産による上場廃止で株式の価値が失われた場合、それによる損失は譲渡損ではなく、他の上場株式の譲渡益や配当所得から控除することができない。倒産による上場廃止と同時に「非上場株」として扱われるからである。

例外措置として、特定口座に保管されていた上場株式が上場廃止後も「特定管理株式」として証券保管振替機構(保振)で管理される場合には清算終了などの一定の事実の確認をもって、その株式の取得価額をもって譲渡損失とみなす特例がある。ただ、この特例扱いを受けるには株式発行会社が費用を負担して保振に継続管理を依頼する必要がある。株券不発行が原則となった 2009 年以降 4 年間の倒産による上場廃止 46 件中、「特定管理株式」に指定されたのは JAL ほか 5 件のみであった。倒産による上場廃止については、廃止時に無価値となったものとして、上場株式同様に譲渡損失扱いとすべきである。

(2) ベンチャー企業株式への投資損失；非上場株式についての売却損益は、申告分離課税で、その年度の株式売却益との相殺はできるが、上場株式のみに認められている配当との損益通算や 3 年間の繰越控除は認められていない。非上場株式にかかる配当については、源泉徴収 20%の後、総合課税として確定申告をする必要がある。

ベンチャー企業への投資については、「エンジェル税制」としての特例があるが、適用条件が厳しく、これが適用されるのは、全ベンチャー企業投資の 1%にも満たない。ベンチャー企業へ出資した場合の株式売却損や売却損はすべて上場株式への投資と同一に扱い、上場株の譲渡損益・配当との損益通算の対象に含めるべきである。

(3) 損益通算の期間 3 年は短過ぎ、せめて 10 年とすべきである。